

はじめに

毎月勤労統計調査は、厚生労働省が所管する指定統計調査（第7号）で、労働者の給与、労働時間および雇用について、毎月の変動状況を迅速かつ的確に示す統計調査として広く利用されており、わが国の経済の実態を把握するための経済指標の一つとして重要な役割を果たしています。

「毎月勤労統計調査特別調査」は、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する調査を補完するものとして、常用労働者1～4人を雇用する小規模事業所を対象に毎年1回7月31日現在で行うもので、滋賀県では抽出された地域に所在する約300事業所を対象にしています。

この報告書は、平成20年7月31日現在で実施した調査結果の滋賀県分を取りまとめたもので、本県経済の一つの指標として、また各種施策の立案や経済活動における基礎資料として御活用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施に当たり、格別の御協力をいただきました調査対象事業所および調査関係者に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも各種統計調査に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年2月

滋賀県総務部統計課長